

新型コロナウイルス感染症検体搬送業務委託契約書（案）

佐賀県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の委託業務の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委託業務名 新型コロナウイルス感染症検体搬送業務（以下、「委託業務」という。）
- （2）委託業務の内容 「新型コロナウイルス感染症検体搬送業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりに

（委託期間）

第2条 委託期間は契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日までとする。

（委託料）

第3条 乙が、第1条の委託業務の費用として甲に請求する委託料は、別表の委託料単価に搬送件数を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算した額（円未満切り捨て）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金_____円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には利息をつけない。

3 甲は、乙が契約内容を履行したときに第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

※契約保証金免除の場合

【履行保険証提出の場合】

第4条 本契約における契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第1号により免除する。

【過去2年間に当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行している場合】

第4条 本契約における契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第4号により免除する。

（委託業務の遂行）

第5条 乙は、委託業務を、この契約書に定めるもののほか、仕様書及び甲の指示に従って実施しなければならない。

（再委託の制限）

第6条 乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により一部の業務について甲の承諾を得たときは、この限りではない。

2 乙は、前項の規定により委託業務の一部を第三者に委託した場合は、当該第三者に対し委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らさないようにさせなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継せしめてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 乙は、月ごとに、別に定める様式により実績報告書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による報告書を受領した日から10日以内に、委託業務の履行を確認するものとする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、実績報告書の内容及び委託業務の履行状況が契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて当該契約不適合の修正等の履行の追完を請求し、又は追完に代え若しくは追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による追完又は損害賠償の請求は、第9条の規定により委託業務の履行を確認した日から12月以内に行わなければならない。

3 第1項の規定は、契約不適合が仕様書の記載内容又は甲の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りでない。

(委託料の請求及び支払)

第11条 乙は、前条の確認を受けたときは、確認を受けた月分の委託料について、甲に対して支払請求をするものとする。

2 甲は、乙から前項による請求があり、その内容を審査し適当と認めるときは、請求書を受領した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

3 甲の責に帰すべき理由により、前項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(書類等の保管)

第12条 乙は、委託業務に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを委託業務完了後5年間保管しなければならない。

(委託業務の変更等)

第13条 甲は必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し又は変更し、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は返還を乙に請求することができる。

(1) 乙がその責に帰する理由により契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 委託業務の実施につき、乙に不正の行為があったとき。

(4) 乙が正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

(5) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 甲は、前項の規定による契約の解除又は変更によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第16条 乙は、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守し、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された場合においても効力を有する。

（費用の負担）

第17条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（裁判管轄）

第18条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、佐賀地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第19条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 佐賀市城内1丁目1番59号
佐賀県健康福祉部健康福祉政策課
課長

乙

【別表】委託料単価

・各医療機関から衛生薬業センターへの検体搬送

搬送元	搬送時間帯		契約単価 (税抜)
佐賀県医療センター 好生館	月曜日～金曜日 (祝日・祭日を除く)	時間内 (5～22時)	円
国立病院機構 東佐 賀病院	月曜日～金曜日 (祝日・祭日を除く)	時間内 (5～22時)	円
日本赤十字社 唐津 赤十字病院	月曜日～金曜日 (祝日・祭日を除く)	時間内 (5～22時)	円
伊万里有田共立病院	月曜日～金曜日 (祝日・祭日を除く)	時間内 (5～22時)	円
独立行政法人国立病 院機構 嬉野医療セ ンター	月曜日～金曜日 (祝日・祭日を除く)	時間内 (5～22時)	円
医療法人社団如水会 今村病院	月曜日～金曜日 (祝日・祭日を除く)	時間内 (5～22時)	円
国立病院機構 佐賀 病院	月曜日～金曜日 (祝日・祭日を除く)	時間内 (5～22時)	円
待機時間	1回、30分あたり		円

※

衛生薬業センターから各医療機関への搬送も上記に準ずる。

別紙1「第16条（個人情報の保護）関係」

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項で定めるものをいう。以下に同じ。))の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の収集）

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

（事務取扱担当者の明確化）

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の外への持出の禁止）

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

（再委託の禁止）

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。
- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

- 第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。
- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
 - (2) 前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること
 - (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項
- 2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

- 第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

- 第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

- 第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

- 第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注)「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。